

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等		第一審				控訴審				上告審									
都道府県	主税目等	原告等	被告等	争点等	審判年度	処分番号	担当官	裁判所	事件番号	審断年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	審断年月日	判決日等	結果					
東京	法人税	国(新宿税務署長)	保	処分行政庁が独立企業間価格の算定方法として残余利益分割法を適用したことは適法か否か。	19/3~23/3	3	田畑松務官 鶴崎圭彦	東京地方51		H30.9.25	R7.8.10	一部敗訴	東京高等21		R7.6.23		双方					
東京	所得税	国(杉並税務署長)	保	・相手側に対する更正処分に係る通知書の理由付記に不備があるか否か。 ・相手側は債務免除を受けたか否か。 ・相手側が債務免除を受けたと認められる場合、債務免除益の価額は、一時所得に係る総収入金額に算入すべきか否か。 ・債務免除益の価額を一時所得に係る総収入金額に算入する場合、銀行との和解に至るまでに要した訴訟費用及び弁護士費用の合計額は、所得税法34条2項に規定する「その収入を得るために支出した金額」に該当するか否か。	28	1	岩崎松務官 大足専門官	東京地方51		R1.12.4	R5.3.14	一部敗訴	東京高等16		R5.3.28		双方	R6.1.25	最高三小	R6.2.7	国側	
東京	所得税	国(渋谷税務署長)	保	相手側が行った外国通貨からの外国通貨への交換及び外国通貨による有価証券の購入から生じた為替差益は、相手側の所得として認識されるか。	26、27	2	眞田松務官 森西専門官	東京地方3		R2.12.25	R4.8.31	棄却	東京高等20		R4.9.26		相手側	R5.5.24	棄却	最高三小	R5.6.16	相手側
東京	法人税	国(新宿税務署長)	保	処分行政庁が残余利益分割法によって算定した独立企業間価格による更正処分は適法か否か。	24/3~26/3	3	田畑松務官 和田実査官	東京地方51		R3.4.28												
東京	法人税	国(東京上野税務署長)	保	相手側が同日付で順位を付して行った二段階の合併(本件各合併)は、法人税法132条の2にいう「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」(不当性要件)に該当するか否か。	29/3	3	末安松務官 海老澤専門官	東京地方3		R3.4.30	R6.9.27	全部敗訴	東京高等12		R6.10.10		国側	R7.7.23	全部敗訴	最高二小	R7.8.5	国側
名古屋	法人税	国(名古屋西税務署長)・国(豊田税務署長)事務承継者名古屋西税務署長)	保	本件会員は、法人税法37条7項に規定する「寄附金の額」に該当するか否か。(消費税)	27/3~30/3	3	本井松務官 水谷実査官	東京地方38		R3.8.31	R7.5.16	棄却	東京高等15		R7.5.29		相手側	R7.12.24	棄却	最高二小	R8.1.5	相手側
金沢	国賠	国	保	納税者所有の田畑への立入行為により、被告は国家賠償法1条1項の損害賠償が認められるか否か。(請求金5,500千円、仮執行宣言あり)	-	1	島田主任松務官 中村松務官 細田実査官	東京地方37		R3.9.28	R6.10.22	棄却	東京高等14		R6.11.8		相手側					
大阪	法人税	国(門真税務署長)	保	①国外関連者に対する株式の譲渡について、寄附金課税よりも移転価格税制が優先的に適用されるか否か ②本件株式の譲渡価格は時価に比して低額か否か 相手側が取得した物流施設は消費税法上の「棚卸資産」に該当し、同施設に係る消費税額が、消費税法36条5項により控除対象となる課税仕入れに含まれないこととなるか否か。(法人税)	29/3	3	小磯松務官 一瀬総括主査 菅野実査官 村尾実査官	東京地方3		R3.9.27	R7.5.28	全部敗訴	東京高等15		R7.6.10		国側					
東京	消費税	国(麹町税務署長)	保	1 本件各会員は、課税仕入に係る支払対価に該当するか否か。 2 原告が主張する標準経費の返還は、消費税法38条1項に規定する「売上げに係る対価の返還等」に該当するか否か。	28/10	3	嶋田務官 吉川実査官	東京地方51		R3.10.26	R5.9.8	棄却	東京高等16		R5.9.21		相手側	R6.4.11	棄却	最高二小	R6.4.24	相手側
沖縄	消費税	国(那覇税務署長)	保	1 本件管理規約の改定及び本件覚書の締結により、原告は、区分所有者として本件管理組合に対する本件共同管理費1の支払い義務を負わないこととなるか否か。 2 本件契約に基づいて管理会社が負担することとなる本件共同管理費1に相当する経済的利益は、課税資産の譲渡等の対価の額(消費税法28条1項)に該当するか否か。	27/3~30/3	3	廣瀬松務官 川崎実査官 比嘉実査官	那覇地方1		R3.12.22												
沖縄	消費税	国(那覇税務署長)	保	1 本件管理規約の改定及び本件覚書の締結により、原告は、区分所有者として本件管理組合に対する本件共同管理費1の支払い義務を負わないこととなるか否か。 2 本件契約に基づいて管理会社が負担することとなる本件共同管理費1に相当する経済的利益は、課税資産の譲渡等の対価の額(消費税法28条1項)に該当するか否か。	27/2~30/2	3	廣瀬松務官 川崎実査官 比嘉実査官	那覇地方1		R3.12.28												
東京	法人税	国(南税務署長)事務承継者麹町税務署長)	保	処分行政庁が取引単位営業利益法によって算定した独立企業間価格による更正処分は適法か否か。	19/3~24/3	3	嶋田松務官 吉川実査官	東京地方51		R4.5.27												
名古屋	所得税(源泉)	国	保	原告が訴状において還付を求め各期の源泉所得税等の金額は、国税通則法56条に規定する過額納金に該当するか否か。(請求額:39,023,170円、仮執行宣言請求あり)	27/4~30/7	1	立田松務官 大森実査官	名古屋地方9		R4.7.19	R6.12.5	棄却	名古屋高等4		R6.12.17		相手側					

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報		争点等		第一審		控訴審		上告審								
原告	被告等	争点等	課税年度	処分番号	裁判所	事件番号	開審年月日	判決日等	結果	控訴人	判決日等	結果	事件番号	開審年月日	判決日等	結果
名古屋	相続税	国(昭和税務署長)	28	2	東京地方38	R4.8.2										
大阪	所得税	国(伏見税務署長)	27~28	2	大阪地方7	R4.9.15	R7.4.17	棄却	大阪高等5		R7.5.1	相手側	R8.5.21			棄却
東京	所得税	国(千葉南税務署長)	29~1	2	佐藤松務官 伊藤実査官	東京地方38	R4.9.21	R7.8.8	棄却	東京高等21	R7.8.13	相手側	R8.2.19		R8.2.27	相手側
東京	相続税	国(杉並税務署長)	26	1	柏田松務官 淵専門官	東京地方2	R4.10.18	R6.11.29	棄却	東京高等2	R6.12.12	相手側	R7.7.16		R7.7.31	相手側
東京	相続税	国(川崎西税務署長)	28	1	森田松務官 佐野実査官	東京地方2	R4.12.8	R6.12.5	棄却	東京高等24	R6.12.19	相手側	R7.7.16		R7.7.31	相手側
大阪	所得税	国(尼崎税務署長)	27~29	1	友田松務官 徳山総括主査 池谷実査官 久保実査官	神戸地方2	R4.12.14									
大阪	所得税(課達)	国(東山税務署長)	28	1	村上(一)松務官 牧瀬総括主査 川上実査官 西田実査官	大阪地方2	R4.12.21	R7.1.17	棄却	大阪高等7	R7.1.24	相手側	R8.5.14			
東京	所得税(源泉)	国(日本橋税務署長)	28/6.11 29/2.3.5. 6.30/1~	2	山崎松務官 中前実査官	東京地方2	R4.12.21	R8.11.7	却下 棄却	東京高等11	R8.11.19	相手側	R7.6.25		R7.7.7	相手側
金沢	国賠	国	-	1	島田主任松務官 中村松務官 細田実査官	東京地方26	R4.12.26	R7.7.9	棄却	東京高等11	R7.7.29	相手側				
大阪	法人税	国(東住吉税務署長)	28/3~ 31/3	3	小園松務官 一橋総括主査 菅野実査官	東京地方38	R4.12.26	R7.3.11	棄却	東京高等11	R7.3.24	相手側	R7.10.8		R7.10.20	相手側
大阪	法人税	国(下京税務署長)	28/3~ 31/3	3	清松務官 小園松務官 一橋総括主査 村尾実査官 菅野実査官	大阪地方7	R5.1.21	R8.5.21	一部改訴							



課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等			審判所			裁判書			上告等			
国	主税目等	審判所	争点等	審判所	裁判書	争点等	審判所	裁判書	争点等	審判所	裁判書	争点等	審判所	裁判書	
東京	法人税	国(逓町税務署長)	係属 処分行政庁が取引単位営業利益法を適用して独立企業間価格を推定した更正処分は違法か否か。 ① 本件課税期間における課税売上額1,000万円を超えるか否か。 ② 請求人が課税事業者として消費税等の還付申告を行ったことに、通則法68条の仮装・隠蔽に該当する事実があったか否か。	28/3	3	山崎松務官 加藤実彦官	東京地方38	R5.5.24							
福岡	消費税	国(小倉税務署長)	係属 ① 請求人が課税事業者として消費税等の還付申告を行ったことに、通則法68条の仮装・隠蔽に該当する事実があったか否か。 ② 原告の対象外国関係会社である米国ハワイ州所在のキャプティブ保険会社は、外国子会社合算税制の適用除外基準の一つである非関連者基準を満たすか否か。 ③ 基準所得金額を本邦法令方式により計算することは違法か否か。 ④ 本件各法人税更正処分に理由付記の不備があるか否か。	2/4	1	福田松務官 田中美実官	福岡地方1	R5.6.19	R7.7.2	棄却	福岡高等3	R7.7.16	相手側	R8.5.21	棄却
東京	法人税	国(千葉東税務署長)	未確定 ① 原告の対象外国関係会社である米国ハワイ州所在のキャプティブ保険会社は、外国子会社合算税制の適用除外基準の一つである非関連者基準を満たすか否か。 ② 基準所得金額を本邦法令方式により計算することは違法か否か。 ③ 本件各法人税更正処分に理由付記の不備があるか否か。	1/6~ 2/6	2	相川松務官 羽島専門官	東京地方2	R5.6.22	R8.5.14	棄却					
東京	所得税	国(大和税務署長)	未確定 (1) 相手側の国外居住親族について、所得税法84条に規定する扶養控除の適用があるか否か。 (2) 本件における所得税等の更正処分は、租税則に反する違法な処分か否か。 (3) 本件における所得税等の更正処分は、租税公平主義に反する違法な処分か否か。	28~2	1	岩崎松務官 福田実彦官	東京地方51	R5.7.3	R7.9.2	棄却	東京高等12	R7.9.17	相手側	R8.5.20	棄却
札幌	国賠	国	係属 本件において、国賠法上の違法が認められるか否か。 (請求金額18,607千円、仮執行宣言あり)	-	1	松浦松務官 堀専門官 澤田実彦官	札幌地方3	R5.8.4	R8.2.26	棄却	札幌高等2	R8.3.11	相手側		
札幌	国賠	国	係属 本件において、国賠法上の違法が認められるか否か。 (請求金額1,650千円、仮執行宣言あり)	-	1	松浦松務官 堀専門官 澤田実彦官	札幌地方3	R5.8.4	R8.2.26	棄却	札幌高等2	R8.3.11	相手側		
札幌	国賠	国	完結 本件において、国賠法上の違法が認められるか否か。 (請求金額1,786千円、仮執行宣言あり)	-	1	松浦松務官 堀専門官 澤田実彦官	札幌地方1	R5.8.4	R7.4.15	棄却	札幌高等3	R7.4.25	相手側	R7.11.25	棄却
札幌	国賠	国	完結 本件において、国賠法上の違法が認められるか否か。 (請求金額1,630千円、仮執行宣言あり)	-	1	松浦松務官 堀専門官 澤田実彦官	札幌地方1	R5.8.4	R7.4.15	棄却	札幌高等3	R7.4.25	相手側	R7.11.25	棄却
関横	消費税	国(横浜税務署長)	完結 原告が各事業年度に計上した外注加工費及び減価償却費は、原告の損金の額に算入されるか否か 当初申告において帳簿に記載していなかった原告の新規事務所の運営資金等は、原告の損金の額に算入されるか否か (損害額)	28/12	1	深澤松務官 土屋専門官 小高実彦官	東京地方38	R5.8.8	R7.1.24	棄却	東京高等8	R7.1.31	相手側	R7.7.31	棄却
広島	法人税	国(倉敷税務署長)	完結 原告が各事業年度に計上した外注加工費及び減価償却費は、原告の損金の額に算入されるか否か 当初申告において帳簿に記載していなかった原告の新規事務所の運営資金等は、原告の損金の額に算入されるか否か (損害額)	29/4~ 2/4、 30/6~ 1/6	2	足立松務官 赤代専門官 福本実彦官 白鳥実彦官	東京地方38	R5.8.18	R7.11.21	棄却					
広島	法人税	国(倉敷税務署長)	係属 原告が各事業年度に計上した外注加工費及び減価償却費は、原告の損金の額に算入されるか否か 当初申告において帳簿に記載していなかった原告の新規事務所の運営資金等は、原告の損金の額に算入されるか否か (損害額)	29/4~ 2/4、 30/6~ 1/6	2	足立松務官 赤代専門官 福本実彦官 白鳥実彦官	東京地方38	R5.8.18	R7.11.21	棄却	東京高等12	R7.12.8	相手側		
高松	法人税	国(松山税務署長)	係属 ・本件各通知処分は、本件調査に係る調査手続の違法を理由に取り消されるべきか否か。 ・本件各通知処分の理由の提示に不備があるか否か。 ・本件各更正の請求は、通則法23条1項1号の規定による「納付すべき租税が過大であるとき」に該当する事実があったか否か。	27/3~ 31/3	1	井上松務官 白石専門官	松山地方2	R5.8.23							
東京	法人税	国(八王子税務署長)	未確定 (1) 原告に、国税通則法68条1項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実があったか否か。 (2) 原告に、国税通則法70条5項に規定する「偽りその他の不正の行為」に該当する事実があったか否か。 (損害額)	29/3~ 2/3	1	沼田主任松務官 武田総括主査	東京地方2	R5.8.24	R7.8.28	棄却					
福岡	所得税	国(小倉税務署長)	係属 預金口座に入金された金員の所得の帰属 仮装隠蔽の事実の有無 偽りその他の不正の行為に当たるか否か 処分の理由付記の不備	20~28	2	田中松務官 福田松務官 宮崎主査	福岡地方1	R5.10.2							

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等			第一審			控訴審			上訴審						
原告	被告等	被告等	争点	課税年度	地方審署	裁判所	事件番号	判決年月日	結果	裁判所	事件番号	判決年月日	結果	裁判所	事件番号	判決年月日	結果	
名古屋	相続税	国(浜松西 税務署長)	本件相続税の課税価格に計上すべき原告貸付金債権の価額は幾らか 本件相続税の課税価格に計上すべき本件会社貸付金債権の価額は幾らか 原告は、本件各金債権相当額を、本件被相続人からの贈与により取得したか否か (贈与税)	1・27～ 30	1	小畑松務官 加藤専門官 服部実査官	東京地 方2	R5.8.31	R7.6.12	棄却	東京高 等17	R7.8.25	相手側	R8.1.28	棄却	最高二 小	R8.2.12	相手側
熊本	相続税	国(都城税 務署長)	本件株式は、評価通達の定める評価方法によって適正な時価を選定することができないか否か。	3	1	朝見松務官 船隈実査官	東京地 方3	R5.11.29	R7.4.23	棄却	東京高 等12	R7.5.14	相手側	R7.11.28	棄却	最高一 小	R7.12.9	相手側
関信	法人税	国(北那覇 税務署長事 務承継者上 尾税務署 長)	株式に係る譲渡損失の額を本事業年度の損金の額に算入できるか否か(株式に係る取得価額又は譲渡価額には適正な価額(時価)との差額があるか否か。)	29/3	1	宮地松務官 板垣主査 山本実査官	東京地 方2	R5.11.24										
東京	法人税	国(品川税 務署長)	香港及び台湾に所在する相手側の外国関係会社は、外国子会社合算税制の「事業基準」を満たすか否か	29/3～ 3/3	3	山崎松務官 中前実査官	東京地 方3	R5.12.15										
東京	法人税	国(新宿税 務署長)	(1) 越分行政府が残余利益分割法によって算定した独立企業間価格による更正処分は適法か否か。 (2) 本件の更正処分は理由付記の不備による違法があるか否か	27/3 ～ 30/3	3	相川松務官 田川実査官	東京地 方3	R5.12.27										
大阪	所得税	国(姫路税 務署長)	1 旅館の売上げは、原告に帰属するか 2 金地金等の購入及び売却に係る取引から生ずる所得及び各差損益は、原告に帰属するか 3 海外先物取引雑所得は、措置法41の14第1項に規定する分離課税の雑所得に該当するか (消費税)(法人所得税)	元～3 29/12、 30/12、 3/10、 11、12		友田松務官 徳山総括主査 木山実査官	東京地 方51	R5.12.29	R7.5.27	却下 棄却	東京高 等11	R7.6.4	相手側	R7.12.10	却下 棄却	最高一 小	R7.12.15	相手側
仙台	消費税	国(白河税 務署長)	(1) 債務不存在確認請求における確認の利益の有無 (2) 取締役向原告の申告権限があったか否か (3) 本件申告は、原告の意思に基づいてなされたものか否か	28.7～ 1.7	1	前川主任松務官 佐沼松務官 佐藤専門官	福島地 方1	R6.2.21	R8.2.24	棄却	仙台高 等2	R8.3.11	相手側					
関信	法人税	国(湘南税 務署長)	1 本件売上高は、原告に帰属する売上げであるか否か 2 本件支出金額は、交際費に該当するか否か (消費税)	31/3～ 3.3		杉森松務官 板垣主査 沢里実査官	東京地 方38	R6.4.15	R8.4.17	一部 改訂								
名古屋	贈与税	国(昭南税 務署長)	本件各無償譲渡の時点における本件株式の価額の算定において、本件各借入金は確実と認められる債務として控除すべき負債であるか否か。	29	1	小畑松務官 服部実査官 吉金実査官	名古屋 地方9	R6.4.12	R7.11.13	棄却	名古屋 高等4	R7.11.26	相手側					
広島	所得税	国(新見税 務署長)	原告は本件財団を通じて、本件外国会社を間接保有しており、本件外国法人の所得が原告に係る外国子会社合算税制の適用対象となるか否か	29～30	2	菊島松務官 赤代専門官 港実査官 廣澤実査官	東京地 方3	R6.4.22	R7.9.12	棄却	東京高 等10	R7.9.17	相手側	R8.4.14	全部 敗訴			
関信	所得税	国(繰越税 務署長事務 承継者立川 税務署長事 務承継者所 沢税務署 長)	本件金員に係る雑所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき金額があるか否か	28～1	1	金高松務官 土屋専門官 富山実査官	東京地 方51	R6.4.18	R8.4.21	棄却								
大阪	相続税	国(西務税 務署長)	原告に係る相次相続控除額はいくらか (本人訴訟)	元	1	岡田松務官 牧瀬総括主査 鶴田実査官 伊藤実査官	広島地 方2	R6.5.6	R7.9.10	棄却	広島高 等4	R7.9.23	相手側	R8.3.26	棄却	広島高 等4	R8.4.5	相手側
東京	相続税	国(鎌倉税 務署長)	(1) 共同相続人の一人が取得した米国の遺族年金である「widow's benefits」を受給する権利(本件受給権)が「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」(相続税法3条1項6号)に該当して相続税の課税財産となるか。 (2) 更正処分における本件受給権の価額が正当であるか。 (3) 本件受給権に相続税法3条1項6号を適用することが平等原則に違反するか。	1	1	森田松務官 小池主査	東京地 方3	R6.5.28	R8.2.25	棄却	東京高 裁2	R8.3.12	相手側					



課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報		争点等		第一審				控訴審				上告審					
届	主税目等	届出等	被告等	争点等	課税年度	処分番号	届出者	裁判所	事件番号	控訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	控訴年月日	判決日等	結果
高松	相続税		国(今治税務署長)	理由付記の付け替えのために行った取消し再更正処分は適法であるか否か。	30	1	井上松務官 白石専門官	松山地方1		R6.8.13	R8.4.24	却下 棄却					
大阪	相続税		国(上京税務署長)	被相続人の死亡により配偶者が取得したスイス遺産年金を受給する権利(本件受給権)は、相続税法3条1項6号に規定するみなし相続財産に該当し、相続税が課税されるか否か。	29	1	岡田松務官 牧瀬結祐主査 伊藤美香主査 西田葵主査	京都地方3		R8.8.20	R8.5.25	棄却					
関信	所得税		国(真岡税務署長)	基礎控除の適用に所得金額による差異があることは憲法違反である。	3	1	鈴木松務官 土屋専門官 佐藤美香主査	東京地方51		R6.8.5	R7.12.4	棄却	東京高等5		R7.12.17		相手側
沖縄	所得税(譲渡)		国(北那覇税務署長、国税不服審判所長)	1 本件家屋が相続特別措置法第35条第1項の「居住用財産」に該当し、特別控除の対象となるか否か。 2 審判所が行った証拠収集等は裁決手続きの瑕疵に該当するか否か。	2	1	廣瀬松務官 川満美香主査 比嘉美香主査	東京地方3		R6.8.29							
広島	法人税		国(岡山西税務署長)	1 原告が仮受金として計上していた金額及び関係会社の収益として計上していた金額に係る収益は、本件事業年度の原告の法人税の所得金額の計算上、益金の額に算入されるか否か。 2 原告に国税通則法68条1項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実があるか否か。	30/8	2	足立松務官 赤代専門官 福本美香主査 白鳥美香主査	岡山地方2		R6.8.8							
名古屋	所得税(源泉)		国(静岡税務署長)	譲受人が、原告より譲り受けた土地の跡地と時価の差額(経済的利益)は、譲受人に対する所得税法28条1項に規定する給付に該当するか否か。	2/7~ 2/12	1	森岡松務官 水野主査 和久田美香主査	東京地方38		R6.8.29							
名古屋	所得税(譲渡)		国(名古屋北税務署長)	本件家屋は措置法35条2項に規定する「居住の用に供している家屋」に該当するか否か。 原告が受領した未経過固定資産税等相当額は、本件各土地に係る譲渡所得の金額の計算上総収入金額に算入すべきか否か。	2	1	小畑松務官 服部美香主査	名古屋地方9		R6.9.5	R8.3.12	棄却	名古屋高等3		R6.9.24		相手側
東京	法人税		国(芝税務署長)	(1) 原告が業者報酬として支払ったとする金員は、支払手数料として損金の額に算入されるか否か。 (2) 各物件の建物本体及び建物附属設備の取得価額は、それぞれいくらか。 (3) 賃貸用不動産に係る譲渡収入及び譲渡原価は、益金の額及び損金の額に算入すべきか否か。 (4) 原告に通則法68条1項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実があったか否か。 (5) 平成21年12月期から平成23年12月期までの法人税に係る各更正処分は、通則法70条に規定する除斥期間を徒過して行われたものか否か。	21/12~ 26/12	1	檀原松務官 廣川美香主査	東京地方2		R6.7.12							
東京	所得税		国(芝税務署長事務承継者玉川税務署長)	(1) 各物件の建物本体及び建物附属設備の取得価額は、それぞれいくらか。 (2) 原告が業者に対して支払ったとする金員は、雑費等として必要経費に算入されるか否か。 (3) 原告に通則法68条1項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実があったか否か。 (4) 平成21年分から平成23年分までの所得税に係る各更正処分は、通則法70条に規定する除斥期間を徒過して行われたものか否か。	21~26	1	檀原松務官 秋山主査	東京地方2		R6.7.12							
関信	贈与税		国(上尾税務署長)	原告が譲受けた株式会社について、相続税法7の「著しく低い価額の対価で財産の譲受を受けた場合」に該当し、当該譲渡の対価と財産評価基本通則により計算した評価額との差額に相当する金額を贈与による取得したものとみなされるか。	1	2	宮地松務官 長澤専門官 山本美香主査	さいたま地方4		R6.9.5	R8.3.25	棄却					
札幌	法人税		国(網走税務署長)	1 本件国庫補助金は、収益に計上されているか。 2 各処分に係る理由附記に違法があるか否か。 3 過去の調査で指摘されなかった経理処理を指摘したことは信義誠実の原則に違反するか。	3/3, 4/3	1	松浦松務官 堀専門官 澤田美香主査	札幌地方2		R6.9.12							
関信	法人税		国(熊谷税務署長)	1 原告が役員の方掌変更に伴いその役員に対して退職金として支給した金員が損金の額に算入されない給与に該当するか、退職給与として損金の額に算入されるか。 2 調査が「不十分な違法な課税処分」か。	30/7	1	金高松務官 板垣主査 富山美香主査	さいたま地方4		R6.9.20							
高松	法人税		国(豊島税務署長)	(1) 原告が計上した研究開発費は、本件各ソフトウェアの取得価額に算入すべきか。 (2) 本件各ソフトウェアに適用される耐用年数は何年か。 ※ 昭和三十九年の申立有り	30/3~ 3/3	3	大野松務官 白石専門官 多田美香主査	東京地方2		R6.9.20							

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報		争点等		第一審		控訴審		上告審											
届	主税目等	原告等	被告等	課税年度	争点等	裁判所	事件番号	控訴年月日	判決日等	裁判所	事件番号	控訴年月日	判決日等	裁判所	事件番号	控訴年月日	判決日等		
大阪	所得税(譲渡)	国(福徳税務署長事務承継者西成新監督署長)	完結	2	1	高橋松務官 西田実査官	東京地方3	R6.10.11	R8.3.18	棄却									
沖縄	消費税	国(那覇税務署長)	係属	4/2	1	廣瀬松務官 川満実査官 比嘉実査官	東京地方51	R6.10.25	R7.10.30	棄却	東京高等20	R7.11.18	相手側	R8.4.27	棄却	東京高等20	R8.5.12	相手側	
関信	法人税	国(藤岡税務署長)	係属	2/3	1	杉森松務官 板垣主査 沢里実査官	東京地方51	R6.10.22											
名古屋	法人税	国(名古屋中税務署長事務承継者昭和税務署長)	係属	29/10、 30/10	1	本井松務官 水谷実査官	名古屋地方9	R6.9.26											
東京	その他	国(麻布税務署長)	係属	3/8	1	伊藤松務官 菊地実査官	東京地方37	R6.7.4											
大阪	所得税(譲渡)	国(神戸税務署長)	係属	29	1	村上(一)松務官 西田実査官	大阪地方2	R6.11.19											
名古屋	国賠	国	完結	-	4	辻主任松務官 水野主査 竹田達朗官	名古屋地方9	R6.10.15	R7.7.17	棄却	名古屋高等4	R7.7.26	相手側	R7.12.25	棄却	最高三小	R8.1.5	相手側	R8.5.20
名古屋	相続税	国(岐阜北税務署長)	係属	2	1	辻主任松務官 加藤専門官 水野主査 吉金実査官	東京地方3	R6.11.12	R8.2.25	棄却	東京高等24	R8.3.11	相手側						
名古屋	所得税	国(昭和税務署長)	係属	29	1	立田松務官 大森実査官	名古屋地方9	R6.11.6											
名古屋	所得税	国(昭和税務署長)	係属	29~3	1	立田松務官 竹田達朗官 大森実査官	名古屋地方9	R6.11.21	R8.1.22	棄却	名古屋高等2	R8.1.27	相手側						
熊本	消費税	国(熊本西税務署長)	係属	1/10、 2/10	1	朝見松務官 船隈実査官	熊本地方2	R6.11.29											
東京	消費税	国(新宿税務署長)	未確定	3/5	1	大橋松務官 岡部実査官	東京地方3	R6.11.19	R8.3.27	棄却									
東京	相続税	国(柏税務署長)	係属	24	1	林松務官 入江実査官	東京地方51	R6.12.17	R7.11.6	棄却	東京高等24	R7.11.19	相手側						
東京	所得税(譲渡)	国(柏税務署長)	未確定	23	1	林松務官 入江実査官	東京地方38	R6.12.17	R7.10.7	棄却	東京高等5	R7.10.21	相手側	R8.3.18	棄却	東京高等5	R8.4.2	相手側	

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点		第一審				控訴審				上告審			
届	去送日等	原告等	被告等	課税年	処分番号	原告等	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果
大阪	消費税	国(神戸税務署長)	保 険 者	1 本件各更正処分の更正通知書で指摘された譲渡のうち本件購入者に対するものが、消費税法8条1項に規定する免税譲渡に該当するか否か。 2 本件各更正処分の更正通知書で指摘された各仕入れは、消費税法30条7項に規定する帳簿等を保存しない場合として仕入税額控除が認められないこととなるか否か。	2/12~ 3/12	2	福田松務官 一橋総括主査 土黒実査官 中子実査官	大阪地方7	R7.1.23							
大阪	所得税	国(富田林税務署長)	保 険 者	原告ら4名が同族会社と締結した本件消費貸借を容認した場合に、原告らの所得税を不当に減少させる結果となると認められるか否か。	29~3	2	村上(幸)松務官 徳山総括主査 木山実査官 池谷実査官	東京地方2	R6.11.11							
東京	所得税	国(板橋税務署長、渋谷税務署長)	保 険 者	(1) 本件各無利息貸付けは、所得税法157条1項に規定する「所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に該当するか否か。 (2) 相手側には、本件各無利息借入れにより所得税法36条1項括弧書きに規定する「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」が生じているか否か。 (3) 本件各更正処分の理由付記に不備があるか否か。 (4) 相手側は、本件役員に対して本件無利息貸付けにより所得税法36条1項括弧書きに規定する「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」を供与したか否か。 (5) 本件各納税告知処分の理由の提示に不備があるか否か。 (所得税(源泉))	29~1、 29/7~ 1/12	2	馬田松務官 森西専門官 佐藤実査官	東京地方3	R6.12.13							
東京	消費税	国(東京上野税務署長事務承継者本所税務署長)	保 険 者	(1) 相手側が行った本件における金製品等の譲渡は、消費税法8条1項に規定する「譲渡」に該当するか否か。 (2) 相手側に国税通則法88条1項又は2項に規定する事実の「隠蔽」又は「仮装」はあるか否か。	30/5~ 30/9、 1/8~ 2/4、 2/6、 2/7、2/9 ~2/11	1	末安松務官 小山実査官	東京地方38	R7.1.9							
東京	国賠	国	保 険 者	国は、相手側に対し、平成10年10月15日相続開始に係る相続税について、①土地評価に関する誤った指導等及び②物納手続における非合理的補充指導等があったとして、国家賠償法1条1項に基づく賠償責任を負うか否か。 (本人訴訟) (請求額:63,986,569円 仮執行宣言請求あり)	-	1	出田主任松務官 松田実査官	横浜地方小田原支部	R5.12.16	R6.1.28	棄却 東京高 等4		R6.2.2		相手側	
関信	相続税	国(桐生税務署長)	保 険 者	(1)相続財産として申告した不動産は、原告固有の財産か。 (2)相続財産として申告した美術品の価額は過大か。 (本人訴訟)	28	2	金高松務官 長澤専門官 富山実査官	東京地方51	R6.12.12							
札幌	消費税	国(札幌東税務署長)	保 険 者	本件工事請負契約は、令和2年3月31日までに締結した契約であるか否か。	3/3	1	松浦松務官 堀専門官 佐藤実査官	札幌地方1	R7.2.17							
熊本	所得税	国(熊本西署長)	保 険 者	推計課税の合理性	30~2	1	一岡松務官 堀川主査	熊本地方3	R6.5.30	R8.4.15	棄却					
大阪	消費税	国(右京税務署長)	保 険 者	1 消費税の基準期間における仮装隠蔽行為が平成30年以降各課税期間の消費税等の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実について、「隠蔽」又は「仮装」に該当する事実があったか否か 2 審査請求後において、処分理由を差し替えて本件各再課税決定処分をしたことに行政手続法14条1項違反があるか否か(所得税)	28~4	1	村上(幸)松務官 徳山総括主査 久保実査官 毛利実査官	京都地方3	R7.2.10							
東京	所得税(譲渡)	国(品川税務署長事務承継者日本橋税務署長)	保 険 者	(1) 平成30年分の株式の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上、所得税法84条2項の保証債務の特例の適用があるか否か。 (2) 令和2年分の株式の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上、所得税法84条2項の保証債務の特例の適用があるか否か。	30、2	1	柏田松務官 里西実査官	東京地方38	R7.3.3							









課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等		第一審		第二審		上訴審	
届	主税目等	原告等	被告等	課税年度	争点等	審判所	事件番号	理定年月日	判決年月日	結果
東京	相続税	国(総務事務局長)	債権者	4	1	出田主任総務官 松田実査官	横浜地方1	R7.11.11		
福岡	消費税	国(香椎税務事務局長)	債権者	1/8、1/11、2/5、2/7、2/8、2/9、2/10、2/11、2/12、3/1、3/2、3/3	1	福田松務官 田中実査官	東京地方2	R7.11.19		
福岡	所得税	国(香椎税務事務局長)	債権者	29~1	1	福田松務官 菊元実査官	福岡地方1	R7.10.17		
沖縄	消費税	国(那覇税務事務局長)	債権者	31/3~4/3	3	廣瀬松務官 川瀬実査官 比嘉実査官	那覇地方2	R7.12.22		
東京	所得税	国(東村山税務事務局長)	債権者	(1) 相手側に、所得税法150条1項1号に規定する青色申告の承認の取消事由があるか否か。 (2) 相手側に対する平成28年分ないし令和2年分の所得税等の更正処分において、推計課税の必要性・合理性があるか否か。 (3) 相手側に、通則法68条1項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実があったか否か。 (4) 相手側に、通則法70条5項1号に規定する「偽りその他不正の行為」に該当する事実があったか否か。 (本人訴訟)	27~2	1	岩崎松務官 大足専門官	東京地方2	R7.8.28	
札幌	所得税	国(札幌西税務事務局長)	債権者	本訴又は、差止めの訴えの要件(一定の処分又は徴決がされることにより重大な損害を生ずる恐れがある場合に当たるか)を満たすか。	元~4	1	松浦松務官 堀野専門官 澤田実査官 建部実査官 清松松務官	札幌地方6	R8.1.14	
大阪	法人税	国(東税務事務局長)	債権者	本件欠損金各控除額は、本件各事業年度の損金の額に算入できるか否か。	1/8~4/8	1	一橋総括主査 中子実査官 吉野実査官	大阪地方7	R8.1.7	
関西	相続税	国(浦和税務事務局長)	債権者	本件各不動産の価額を、評価通達による評価額を上回る価額によるものとするのは、租税法上の一般原則としての平等原則に違反しないか否か。	30	1	鈴木松務官 長瀬専門官 佐藤実査官	東京地方38	R7.12.11	
福岡	所得税	国(福岡税務事務局長事務承継者東澄川川税務事務局長事務承継者福岡税務事務局長)	債権者	1 調査時における原告の納税地は住民票登録地か否か。 2 原告に通則法68条2項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」した事実があるか否か。 3 原処分庁の課税の算定根拠には疑義があるか否か。 (消費税)	30~4	1	福田松務官 菊元実査官	福岡地方1	R7.9.26	
福岡	所得税	国(西福岡税務事務局長)	債権者	早期選離に伴い受領した特別加算金が、短期選離手当等に該当するか否か(本人訴訟)	4	1	福田松務官 山本実査官	福岡地方1	R7.12.15	
大阪	相続税	国(上京税務事務局長)	債権者	本件更正の請求により配偶者税額軽減制度の適用を受けることができるか否か。	23	1	高橋松務官 牧瀬総括主査 伊藤実査官 西田実査官	京都地方3	R7.12.22	
東京	国賠	国	未確定	更正の理由書の記載内容に、国家賠償法1条1項の違法が認められるか否か。 (本人訴訟)(請求金額:1円 仮執行宣言請求なし)	—	1	池内松務官 中国実査官	東京地方6	R8.1.21	R8.5.12 棄却
関西	消費税	国(西川口税務事務局長)	債権者	(1) 更正処分の理由の提示に不備があるか否か。 (2) 本件において国家賠償法1条1項の違法が認められるか否か。 (本人訴訟)(請求金額:1円、仮執行宣言請求なし)	4/9	1	深澤松務官 板垣主査 小高実査官	東京地方2	R7.8.8	



課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等		第一審		第二審		上告審	
裁判所	主たる争点	被告等	争点	争点	裁判所	判決年月日	裁判所	判決年月日	裁判所	判決年月日
東京	法人税	国(船橋税務署長)	(1) 法定申告期限までに確定申告書を提出できなかったことにつき、国税通則法第11条に規定する「災害その他やむを得ない理由」があるか。 (2) 災害による申告、納付等の期限延長申請の却下処分、租税公平主義又は信義誠実の原則に反する違法があるか。 (3) 法人税の青色申告の承認の取消処分が違法な処分か。 (消費税)	4/11、5/11	1	相川松務官 田川実査官	東京地方51	R8.2.2		
東京	法人税	国(渋谷税務署長)	(1) 法定申告期限までに確定申告書を提出できなかったことにつき、国税通則法第11条に規定する「災害その他やむを得ない理由」があるか。 (2) 災害による申告、納付等の期限延長申請の却下処分、租税公平主義又は信義誠実の原則に反する違法があるか。 (消費税)	5/4	1	相川松務官 田川実査官	東京地方3	R8.2.2		
名古屋	法人税	国(豊橋税務署長)	原告の対象外国関係会社である米国ハワイ州所在のキャプティブ保険会社は、外国子会社合算税制の適用除外基準の一つである非関連者基準を満たすか。	1/9~3/9	1	村田松務官 水野主査	名古屋地方9	R7.12.11		
東京	法人税	国(麻布税務署長)	(1) 特定外国関係会社の適用対象金額の基礎となる基準所得金額の計算上、特定外国関係会社がその子会社から受ける配当の額を、確定申告書に控除明細書の添付がない場合であっても控除することができるか否か。 (2) 確定申告書に控除明細書の添付がなかったことについて「やむを得ない事情」があるか否か。	5/6	3	相川松務官 羽島専門官	東京地方3	R8.2.3		
沖縄	消費税	国(那覇税務署長)	1 本件管理規約の改定及び本件覚書の締結により、原告は、区分所有者として本件管理組合に対する本件共同管理費1の支払い義務を負わないこととなるか否か。 2 本件契約1に基づいて管理会社が負担することとなる本件共同管理費1に相当する経済的利益は、課税資産の譲渡等の対価の額(消費税法28条1項)に該当するか否か。	31/2~4/2	3	廣瀬松務官 川崎実査官 比嘉実査官	那覇地方1	R8.2.13		
大阪	所得税	国(須磨税務署長)	1 本件各経費は、事業所得の必要経費に算入すべきか否か。 2 本件各課税期間における消費税額について、仕入税額控除が認められるか否か。(消費税)	1~4	1	清家松務官 池谷実査官 木山実査官	神戸地方2	R8.1.22		
東京	消費税	国(目黒税務署長)	本件の不作為違法確認の訴えは、訴えの利益を欠く不違法なものであるか否か。 (本人訴訟)	4/3	1	池内松務官 久原実査官	東京地方2	R8.2.9		
関信	消費税	国(西川口税務署長)	令和7年11月6日付で行われた更正の請求に対して処分が行われていないことにつき、相当期間の経過という不作為の違法性が認められるか否か。 (本人訴訟)	4/9	1	深澤松務官 坂垣主査 小高実査官	東京地方2	R8.2.9		
名古屋	所得税	国(昭和税務署長)	原告の所得税等の計算上、原告の国外に居住する親族に係る扶養控除の適用があるか。 法定申告期限までに確定申告書を提出できなかったことにつき、国税通則法第11条に規定する「災害その他やむを得ない理由」があるか否か。	5	1	森岡松務官 和久田実査官	名古屋地方9	R8.2.16		
東京	所得税	国(船橋税務署長)	(消費税)	4	1	檀原松務官 秋山主査	東京地方2	R8.1.5		
東京	法人税	国(船橋税務署長)	法定申告期限までに確定申告書を提出できなかったことにつき、国税通則法第11条に規定する「災害その他やむを得ない理由」があるか否か。 (消費税)	5/1	1	檀原松務官 秋山主査	東京地方2	R8.1.5		
福岡	所得税	国(博多税務署長)	原告に、国税通則法88条1項に規定する「隠蔽し、又は仮装し」に該当する事実があったか否か。 (消費税)	2~4	1	福田松務官 菊元実査官	福岡地方1	R8.2.26		
東京	消費税	国(杉並税務署長)	相手側が広告サイトにユーザー登録をした個人に対して付与したポイントの価値相当額は、消費税法上の課税仕入れに係る支払対価の額に相当するか否か。 いわゆる債権型ストックオプションを交付された役員(受益者)が当該ストックオプションを行使した際に、当該行使時の相手側の株式の価値と受益者の行使価値等との差額について、経済的利益(給与所得)として課税対象となるか否か。	30/6	1	池内松務官 久原実査官	東京地方3	R8.3.30		
東京	所得税(源泉)	国(麻布税務署長)		3/1~5/12	1	伊藤松務官 的場主査	東京地方3	R8.3.17		

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等			第一審			控訴審			上告審					
届	主税目等	原告等	被告等	争点等	争訟年度	処分番号	担当官	裁務所	事件番号	審断年月日	判決日等	結果	裁務所	事件番号	審断年月日	判決日等	結果
東京	所得税(源泉)	国(神田税務署長)	税務署	いわゆる信託型ストックオプションを交付された役員(受益者)が当該ストックオプションを行使した際に、当該行使時の相手側の株式の価額と受益者の行使価額等との差額について、経済的利益(給与所得)として課税対象となるか否か。	2/12~7/8	1	伊藤松務官 的場主査	東京地方36		R0.3.17							
名古屋	法人税	国(名古屋国税局長)	税務署	本件訴訟は前訴の判決の既判力に抵触するか。	29/3、31/3	1	辻主任松務官 加藤専門官	津地方		R0.2.25							
東京	法人税	国(蔵原税務署長事務承継者府布税務署長)	税務署	相手側がした各更正の請求は、国税通則法23条1項1号に規定する「国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったこと」に該当し、同号又は同項2号に掲げる更正の請求ができる場合に該当するか。	28/4~4/4	1	嶋田松務官 柳澤実査官	東京地方2		R0.3.3							
東京	消費税	国(京橋税務署長)	税務署	相手側は、本件における各販売取引について資産の譲渡等に係る対価を享受しておらず、消費税13条の規定に基づき、相手側以外の者が本件における各仕入取引に係る資産の譲受け及び上記各販売取引に係る資産の譲渡等をしたものとして同法を適用すべきか否か。	2/10~4/7、4/9~5/4、5/6~5/8	3	大橋松務官 青木主査	東京地方51		R0.3.11							
福岡	所得税	国(菊池税務署長)	税務署	更正の請求について、更正すべき理由が認められるか否か(本人訴訟)	28	1	福田松務官 菊元実査官	熊本地方3		R0.6.12	R0.2.25	棄却					
福岡	消費税	国(越谷税務署長事務承継者府布税務署長)	税務署	本件外注費に係る消費税額につき仕入税額控除が適用されるか否か(消費税30条7項に規定する帳簿及び請求書等を保存している場合に該当するか否か)	1/8~4/8	1	金高松務官 土屋専門官 山崎実査官	東京地方2		R0.3.2							
東京	消費税	国(大月税務署長)	税務署	消費税等の確定申告による還付金の額を還付し又はその還付を保留するという税務署長の行為は、行政事件訴訟法3条5項に規定する「処分」に該当するか否か。	7/9	1	大橋松務官 青木主査	東京地方16		R0.3.12							
東京	法人税	国(横浜中税務署長)	税務署	原告の対象外国関係会社である米国ハワイ州所在のキャプティブ保険会社は、外国子会社合算税制の適用除外基準の一つである非関連者基準を満たすか否か。	2/5、3/4	1	山崎松務官 嶋崎主査	横浜地方1		R0.3.4							
名古屋	法人税	国(半田税務署長)	税務署	原告が帳簿書類を提示しなかったことは、法人税法127条1項1号の青色申告の承認の取消事由及び消費税30条7項等に規定する帳簿等を保存しない場合に該当するか	3/2~5/2	1	本井松務官 水野主査 水谷実査官	名古屋地方9		R0.3.27							
名古屋	法人税	国(半田税務署長)	税務署	原告が帳簿書類を提示しなかったことは、法人税法127条1項1号の青色申告の承認の取消事由及び消費税30条7項等に規定する帳簿等を保存しない場合に該当するか	3/5~5/5	1	本井松務官 水野主査 水谷実査官	名古屋地方9		R0.3.27							
名古屋	法人税	国(半田税務署長)	税務署	本件調査の手續に、本件各処分の取消事由があるか	3/4	1	本井松務官 水野主査 水谷実査官	名古屋地方9		R0.3.27							
東京	消費税	国(麻布税務署長)	税務署	本件における受益権(信託財産)の譲渡が消費税法施行令9条1項4号に規定する「金融債権」の譲渡に該当するか。	2/12~5/12	3	末安松務官 海老澤専門官	東京地方38		R0.4.28							
福岡	相続税	国(長崎税務署長)	税務署	相続税法32条1項1号に規定する事由を理由とした更正の請求ができる場合に該当するか	28	1	福田松務官 菊元実査官	東京地方2		R0.4.23							
東京	その他	国(小石川税務署長)	税務署	本件は、信託型ストックオプションの行使を受けて株式を発行した原告(告知人)が、当該株式の取得による経済的利益(給与所得)を受けた元役員(被告)に対し、当該給与所得に係る源泉所得税当額の支払(求償)を求め訴訟を提起したのに伴い、国が原告から、訴訟告知(訴訟補助の要請)を受けた事案である。	7/7	1	伊藤松務官 菊地実査官	東京地方6		R0.4.24							

(請求金額:55,125千円)